

令和 8 年 10 月 小松市長定例記者会見

次第

1. 日時 令和 8 年 10 月 21 日（水） 15:30～16:00

2. 場所 小松市役所 3 階会議室

3. 案件

(1) 令和 8 年度小松市市政功労者表彰について

(2) 令和 8 年度小松市功労 3 賞の受賞者の決定について

- ・令和 8 年度小松市教育功労賞について

- ・令和 8 年度小松市産業功労賞の授賞者の決定について

- ・令和 8 年度小松市市民功労賞について

(3) 令和 7 年国勢調査の確定値について

(4) 町名表記・読み方の整理について

(5) リードこまつ 2026 の開催について

(6) 地域に適した汚水処理の見直しについて

(7) その他

令和 8 年度小松市市政功労者表彰について

小松市市政功労者表彰は、小松市表彰規則に基づき、特別職の行政委員として、
1 2 月 1 日の市制施行記念日をもって勤続 1 0 年以上の方を表彰するもの。
今年度は、下記の 1 名について表彰いたします。

記

1. 表彰式 日時：令和 8 年 1 2 月 1 日（火） 午前 9 時 2 0 分より
場所：石川県小松市 團十郎芸術劇場うらら 2 階 第 1・2 会議室

2. 表彰者

○小松市選挙管理委員会委員

氏 名 ^{ますた} 升田 ^{たもつ} 保 氏

生年月日 昭和 3 4 年 4 月 2 6 日（6 7 歳）

住 所 小松市丸の内町

就任期間 平成 2 7 年 1 2 月 2 6 日～令和 8 年 1 2 月 1 日現在
（在任 1 0 年 1 1 ヶ月）

※委員長は令和元年 1 2 月 2 6 日～令和 5 年 1 2 月 2 5 日

令和8年度 功労3賞受賞者一覧

No.	区 分	氏名／団体名	備 考
1	教育功労賞	尾木沢 響子	教育・文芸
2	産業功労賞	梶 吉久	観光・文化
3		山中 國盛	九谷焼
4		久保 一夫	農業
5	市民功労賞	ふれあいグループ	福祉
6		川中 強	保育・土木環境

令和 8 年 10 月 21 日

市長定例会見 資料

教育庶務課

令和 8 年度小松市教育功労賞について

本賞は小松市表彰規則（昭和 39 年小松市規則第 33 号）第 2 条第 1 項第 2 号及び第 9 号に基づき、教育、学術、技芸、その他文化の振興に功績があった方を顕彰し、これを表彰するものである。

令和 8 年 9 月 29 日に行われた、小松市功労 3 賞選考委員会において、本年度の教育功労賞として、下記のとおり推薦する旨の答申があり、市長がこの答申を適当と認め、決定したものである。

記

（年齢は令和 8 年 12 月 1 日を基準）

（敬称省略）

お ぎ さ わ
尾 木 沢

き ょう こ
響 子

（八幡 72 歳）

※贈呈式 日時 令和 8 年 12 月 1 日（火） 午前 10 時
場所 小松市團十郎芸術劇場うらら 小ホール

令和8年度小松市教育功労賞受賞者

(年齢は令和8年12月1日を基準)

(敬称省略)

○ 尾木沢 響子 (八幡 72歳)

平成18年から18年間にわたり、小松市立空とこども絵本館の館長として、乳幼児期からの読書活動の普及に尽力された。地域ボランティアとの協働を進め、来館が困難な方に向けた「出張絵本館」を実施するなど、利用者に寄り添った特色ある取り組みを展開された。

また、「小松文芸」や「森山啓ジュニア文学賞」の審査員などを務め、市内の文芸活動の振興にも力を注がれた。

さらに、小松の伝統や文化、土地の言葉を後世に残す取り組みとして、小松の民話を絵本にした5冊の刊行に携わり、全作品の文章を担当されるなど、郷土文化の継承にも大きく貢献された。

令和 8 年度 小松市産業功労賞の受賞者の決定について

小松市功労 3 賞選考委員会（委員長：塚本 幹雄氏）より、本年度の小松市産業功労賞受賞者として以下の 3 名を推薦する旨の答申があり、市長がこの答申を適当と認め、決定しました。

受賞者（年齢順）

○ 氏 名 ^{かじ} 梶 ^{よしひさ} 吉久 （三日市町）
職 業 株式会社梶助 取締役会長
年 齢 78 歳



受賞理由

- ・昭和 49 年、梶助に入社以降、長年にわたり老舗和食料理店の経営を担い、伝統ある食文化や調理技術の継承と後進の育成に努めるなど、業界の振興に寄与されている。
- ・小松商工会議所では、要職を歴任。観光サービス部会長や観光文化委員会副委員長としても長年にわたり活動され、観光・文化の振興に取り組むとともに、地域の魅力向上に尽力されてきた。

【他の受賞経歴】

平成 28 年 厚生労働大臣表彰
令和 3 年 旭日単光章受章

○ 氏 名 ^{やまなか} 山中 ^{くにもり} 國盛 （河田町）
職 業 陶芸家
年 齢 73 歳



受賞理由

- ・二代浅蔵五十吉氏に師事し、九谷焼の伝統である五彩を用いながら繊細な絵付けと独自の表現を追求し、九谷焼の芸術性を高め、その魅力を広く発信されてきた。
- ・小松九谷工業協同組合の理事長を 4 期務めるなど、九谷焼の普及・振興に尽力されている。また、伝統を踏まえた現代的な作品づくりの指導にも取り組み、地域の文化と伝統工芸の発展に大きく貢献されている。

【他の受賞経歴】

平成 14 年 第 41 回日本現代工芸美術展 現代工芸本会員賞
平成 25 年 第 36 回伝統九谷焼工芸展大賞

○ 氏 名 久保 一夫 (矢田町)

職 業 農業

年 齢 72 歳



受賞理由

- ・長年にわたり農業に従事され、水稻の多品種栽培と大麦栽培に取り組むとともに家族経営の実践により、地域の農業経営の模範となっている。
- ・J A小松市副組合長理事などを歴任。石川県農業会議常任会議員及び小松市農業委員なども務められ、地域における将来の担い手育成など農業の振興・発展に尽力されてきた。

※ 贈呈式 日 時 令和8年12月1日（火） 10時～

会 場 石川県小松市團十郎芸術劇場うらら 小ホール

令和8年度小松市市民功労賞について

令和8年10月21日
市長定例会見資料
【行政管理部 地域振興課】

1 市民功労賞

市民功労賞は、防災・安全、環境、健康、福祉、市民文化、市民協働その他地域に関わる活動を行う個人又は団体で次のいずれかに該当するものを表彰。 ※平成23年度創設、平成23年度～令和7年度までに延べ14人・32団体が受賞

- (1) 永く当該活動に尽力し、特に功労のあったもの
- (2) 当該活動で顕著な功績のあったものなど

本年度の受賞者は、令和8年9月29日（火）に開催された小松市功労3賞選考委員会（委員長：塚本 幹雄氏）において、次の1団体1個人を推薦する旨の答申があり、市長がこの答申を適当と認め決定。

2 受賞者

(1) ふれあいグループ

民生委員による一人暮らし高齢者への友愛訪問で食事に関する要望が多かったことから、昭和58年に希望者約70人で給食ボランティアを結成。現在は、70歳以上の一人暮らし及び二人暮らし高齢者、または民生委員が必要と判断する配食希望者へ季節や年齢相応の献立内容で夕食の手作り弁当を月2回配食するほか、地域の行事での弁当作りや交流イベントへの参加などを通じて、地域福祉の充実・向上に大きく貢献した。43年の長きにわたる多方面での活動は、他団体の模範となっている。

(2) 川中 強 氏（古府町, 82歳）

社会福祉法人国府福社会の理事長として、舟見ヶ丘保幼園の経営に携わるなど、長きにわたり、地域の子どもの保育・教育に献身的に取り組んだ。

また、梯川支川である鍋谷川では、鍋谷川改修促進期成同盟会の副会長や鍋谷川環境推進協力会の会長を長年務め、環境整備を地域一体で推進し、鍋谷川の景観形成と、きめ細やかな維持管理に尽力した。

3 贈呈式

日時 令和8年12月1日（火） 午前10時～

場所 石川県小松市團十郎芸術劇場うらら 小ホール

令和7年 国勢調査の確定値について

令和8年10月21日
「市長定例会見」資料
【行政管理部 総務課】

1. 石川県内の状況

(県公表資料 令和8年9月29日)

① 男女別人口

	令和7年				令和2年				令和2年～令和7年の 人口の増減	
	総数	男	女	性比 ※1 (%)	総数	男	女	性比 ※1 (%)	実数(人)	率(%)
	(人)	(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(人)	(%)		
石川県	1,086,596	529,167	557,429	94.9	1,132,526	549,771	582,755	94.3	△ 45,930	△ 4.06 (△ 1.86)
金沢市	453,605	219,521	234,084	93.8	463,254	224,549	238,705	94.1	△ 9,649	△ 2.08 (△ 0.53)
七尾市	44,191	21,332	22,859	93.3	50,300	23,970	26,330	91.0	△ 6,109	△ 12.15 (△ 9.08)
小松市	103,497	50,991	52,506	97.1	106,216	52,182	54,034	96.6	△ 2,719	△ 2.56 (△ 0.66)
輪島市	17,649	8,930	8,719	102.4	24,608	11,714	12,894	90.8	△ 6,959	△ 28.28 (△ 9.58)
珠洲市	8,459	4,253	4,206	101.1	12,929	5,933	6,996	84.8	△ 4,470	△ 34.57 (△ 11.60)
加賀市	58,660	27,768	30,892	89.9	63,220	29,939	33,281	90.0	△ 4,560	△ 7.21 (△ 5.90)
羽咋市	18,828	8,980	9,848	91.2	20,407	9,669	10,738	90.0	△ 1,579	△ 7.74 (△ 6.08)
かほく市	35,982	17,469	18,513	94.4	34,889	16,875	18,014	93.7	1,093	3.13 (1.96)
白山市	108,961	52,896	56,065	94.3	110,408	53,670	56,738	94.6	△ 1,447	△ 1.31 (1.03)
能美市	48,439	24,076	24,363	98.8	48,523	24,129	24,394	98.9	△ 84	△ 0.17 (△ 0.73)
野々市市	58,573	29,925	28,648	104.5	57,238	29,550	27,688	106.7	1,335	2.33 (3.88)
能美郡	5,865	2,910	2,955	98.5	6,135	3,030	3,105	97.6	△ 270	△ 4.40 (△ 3.34)
川北町	5,865	2,910	2,955	98.5	6,135	3,030	3,105	97.6	△ 270	△ 4.40 (△ 3.34)
河北郡	62,541	30,376	32,165	94.4	63,531	30,818	32,713	94.2	△ 990	△ 1.56 (△ 0.66)
津幡町	37,245	18,251	18,994	96.1	36,957	18,044	18,913	95.4	288	0.78 (△ 0.03)
内灘町	25,296	12,125	13,171	92.1	26,574	12,774	13,800	92.6	△ 1,278	△ 4.81 (△ 1.53)
羽咋郡	26,895	12,974	13,921	93.2	30,751	14,596	16,155	90.3	△ 3,856	△ 12.54 (△ 8.47)
志賀町	15,904	7,725	8,179	94.4	18,630	8,878	9,752	91.0	△ 2,726	△ 14.63 (△ 8.77)
宝達志水町	10,991	5,249	5,742	91.4	12,121	5,718	6,403	89.3	△ 1,130	△ 9.32 (△ 7.99)
鹿島郡	15,240	7,447	7,793	95.6	16,540	7,977	8,563	93.2	△ 1,300	△ 7.86 (△ 5.87)
中能登町	15,240	7,447	7,793	95.6	16,540	7,977	8,563	93.2	△ 1,300	△ 7.86 (△ 5.87)
鳳珠郡	19,211	9,319	9,892	94.2	23,577	11,170	12,407	90.0	△ 4,366	△ 18.52 (△ 10.54)
穴水町	6,492	3,114	3,378	92.2	7,890	3,793	4,097	92.6	△ 1,398	△ 17.72 (△ 10.20)
能登町	12,719	6,205	6,514	95.3	15,687	7,377	8,310	88.8	△ 2,968	△ 18.92 (△ 10.71)

※1 女性100人に対する男性の数。

② 年齢（3区分）別人口・年齢構造指数

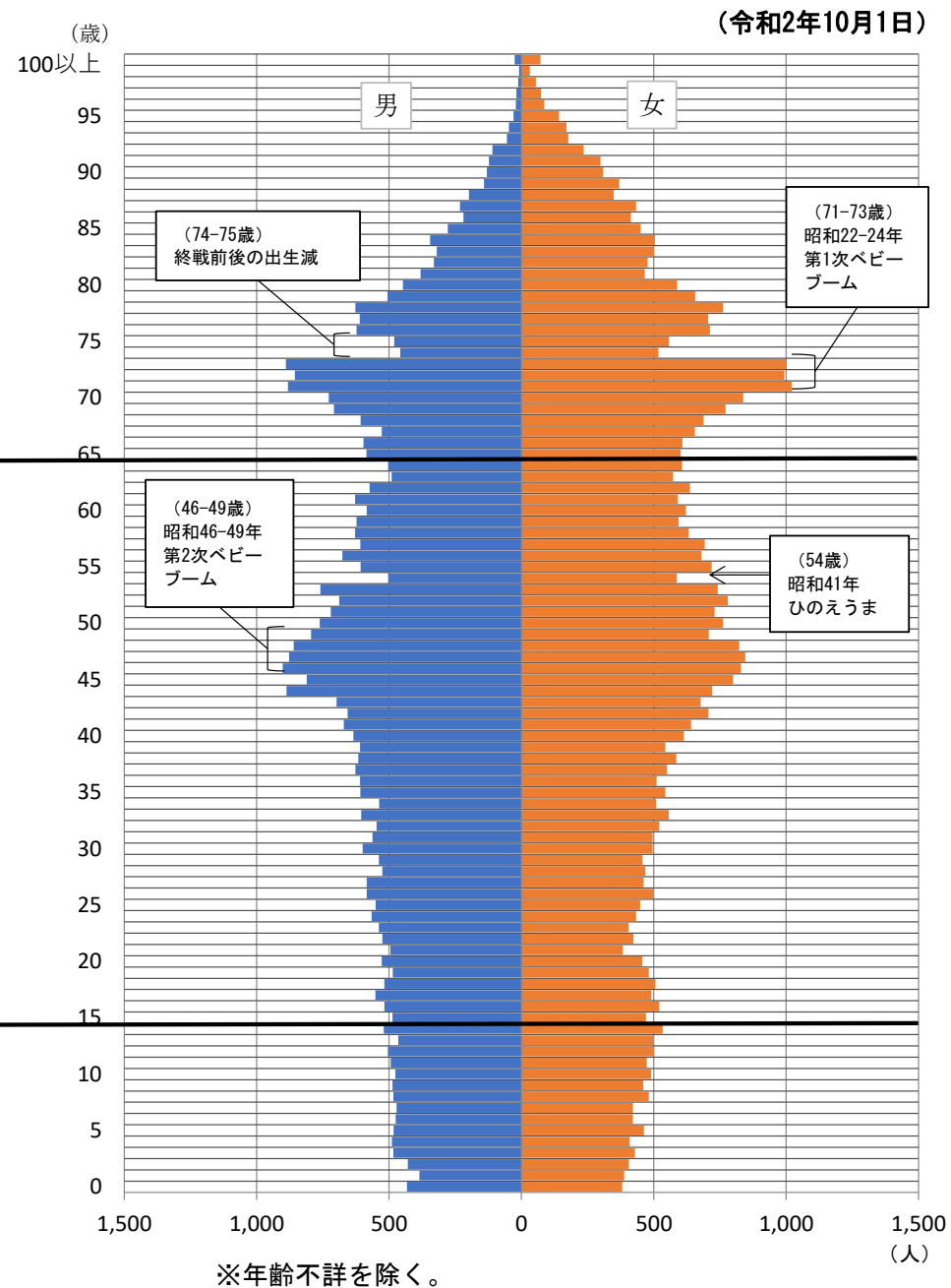
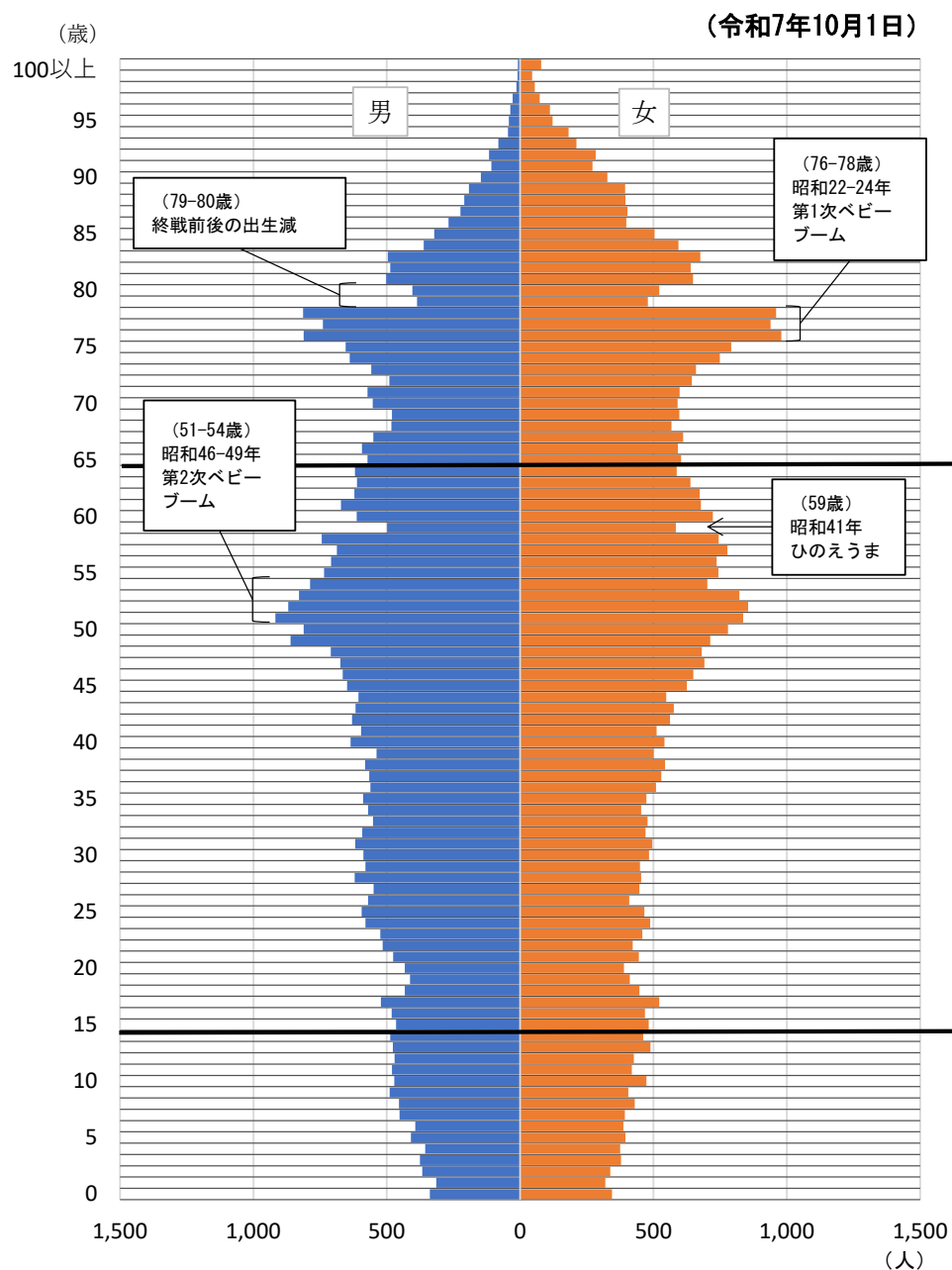
令和7年						
実数(人)			年齢別割合(%)			
総数	0～14歳 年少人口	15～64歳 生産年齢	65歳以上 老年人口	0～14歳 年少人口	15～64歳 生産年齢	65歳以上 老年人口
1,086,596	120,135	631,515	334,946	11.1 (12.1)	58.1 (58.1)	30.8 (29.7)
453,605	49,120	276,053	128,432	10.8 (12.1)	60.9 (61.2)	28.3 (26.7)
44,191	3,709	22,257	18,225	8.4 (10.0)	50.4 (51.3)	41.2 (38.7)
103,497	12,375	60,636	30,486	12.0 (13.0)	58.6 (58.1)	29.5 (28.8)
17,649	1,052	7,859	8,738	6.0 (7.4)	44.5 (46.5)	49.5 (46.1)
8,459	498	3,703	4,258	5.9 (7.2)	43.8 (41.2)	50.3 (51.6)
58,660	5,560	31,138	21,962	9.5 (10.6)	53.1 (53.4)	37.4 (36.0)
18,828	1,613	9,391	7,824	8.6 (9.4)	49.9 (50.2)	41.6 (40.4)
35,982	5,036	20,540	10,406	14.0 (13.5)	57.1 (56.8)	28.9 (29.7)
108,961	14,021	62,595	32,345	12.9 (13.8)	57.4 (58.2)	29.7 (28.1)
48,439	6,158	29,251	13,030	12.7 (14.0)	60.4 (59.7)	26.9 (26.2)
58,573	7,584	38,838	12,151	12.9 (14.6)	66.3 (65.6)	20.7 (19.8)
5,865	867	3,568	1,430	14.8 (17.2)	60.8 (59.2)	24.4 (23.6)
5,865	867	3,568	1,430	14.8 (17.2)	60.8 (59.2)	24.4 (23.6)
62,541	7,667	37,495	17,379	12.3 (13.2)	60.0 (61.2)	27.8 (25.5)
37,245	4,743	22,610	9,892	12.7 (13.7)	60.7 (61.8)	26.6 (24.5)
25,296	2,924	14,885	7,487	11.6 (12.6)	58.8 (60.4)	29.6 (27.0)
26,895	2,032	12,609	12,254	7.6 (8.9)	46.9 (48.4)	45.6 (42.7)
15,904	1,160	7,110	7,634	7.3 (8.9)	44.7 (46.4)	48.0 (44.7)
10,991	872	5,499	4,620	7.9 (8.9)	50.0 (51.5)	42.0 (39.6)
15,240	1,619	7,690	5,931	10.6 (11.9)	50.5 (50.9)	38.9 (37.2)
15,240	1,619	7,690	5,931	10.6 (11.9)	50.5 (50.9)	38.9 (37.2)
19,211	1,224	7,892	10,095	6.4 (7.2)	41.1 (42.8)	52.5 (50.0)
6,492	409	2,667	3,416	6.3 (7.0)	41.1 (43.8)	52.6 (49.1)
12,719	815	5,225	6,679	6.4 (7.4)	41.1 (42.2)	52.5 (50.4)

※不詳補完値による。

③ 世帯の種類別世帯数及び世帯人員

令和7年						
総数			一般世帯			
世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	1世帯当 たり人員	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	1世帯当 たり人員	施設等の世帯 世帯数 (世帯) 世帯人員 (人)
478,464 (469,910)	1,086,596 (1,132,526)	2.27 (2.41)	476,833	1,052,657	2.21	1,631 33,939
213,544 (207,520)	453,605 (463,254)	2.12 (2.23)	213,062	438,140	2.06	482 15,465
19,267 (20,328)	44,191 (50,300)	2.29 (2.47)	19,205	42,224	2.20	62 1,967
42,789 (41,312)	103,497 (106,216)	2.42 (2.57)	42,637	100,169	2.35	152 3,328
8,559 (10,208)	17,649 (24,608)	2.06 (2.41)	8,354	16,538	1.98	205 1,111
4,172 (5,517)	8,459 (12,929)	2.03 (2.34)	3,977	8,125	2.04	195 334
25,181 (25,261)	58,660 (63,220)	2.33 (2.50)	25,100	56,440	2.25	81 2,220
8,020 (8,046)	18,828 (20,407)	2.35 (2.54)	7,986	18,379	2.30	34 449
13,775 (12,528)	35,982 (34,889)	2.61 (2.78)	13,738	34,986	2.55	37 996
42,736 (40,958)	108,961 (110,408)	2.55 (2.70)	42,652	107,084	2.51	84 1,877
19,303 (18,192)	48,439 (48,523)	2.51 (2.67)	19,259	47,543	2.47	44 896
27,989 (26,200)	58,573 (57,238)	2.09 (2.18)	27,938	57,013	2.04	51 1,560
1,947 (1,915)	5,865 (6,135)	3.01 (3.20)	1,945	5,803	2.98	2 62
1,947 (1,915)	5,865 (6,135)	3.01 (3.20)	1,945	5,803	2.98	2 62
25,380 (24,201)	62,541 (63,531)	2.46 (2.63)	25,317	61,202	2.42	63 1,339
14,429 (13,399)	37,245 (36,957)	2.58 (2.76)	14,394	36,443	2.53	35 802
10,951 (10,802)	25,296 (26,574)	2.31 (2.46)	10,923	24,759	2.27	28 537
11,131 (11,875)	26,895 (30,751)	2.42 (2.59)	11,095	26,089	2.35	36 806
6,804 (7,447)	15,904 (18,630)	2.34 (2.50)	6,782	15,438	2.28	22 466
4,327 (4,428)	10,991 (12,121)	2.54 (2.74)	4,313	10,651	2.47	14 340
5,966 (6,103)	15,240 (16,540)	2.55 (2.71)	5,955	14,910	2.50	11 330
5,966 (6,103)	15,240 (16,540)	2.55 (2.71)	5,955	14,910	2.50	11 330
8,705 (9,746)	19,211 (23,577)	2.21 (2.42)	8,613	18,012	2.09	92 1,199
2,955 (3,288)	6,492 (7,890)	2.20 (2.40)	2,933	5,925	2.02	22 567
5,750 (6,458)	12,719 (15,687)	2.21 (2.43)	5,680	12,087	2.13	70 632

2. 小松市の人口ピラミッド



町名表記・読み方の整理について

1. 目的

町名の表記については、地方自治法の定めに従い市議会の議決を得た上で、告示を行っている。また、町名の読み方については、市が訓令として公表している。しかしながら、表記や読み方に迷いやすい町名も見受けられることから、今回、町名の表記や読み方を改めて整理し、明確にすることで、表記や読み方の統一化を図るとともに住民サービスの向上を図る。

2. 現状

「表記や読み方に迷いやすい町名の例」

滝ヶ原町	「滝ヶ原町」なのか「滝ヶ原町」なのか	滝ヶ原町	表記
上り江町	「上り江町」なのか「上り江町」なのか	上り江町	表記
瀬領町	「せりょうまち」なのか	せいりょまち	読み方
江指町	「えさしまち」なのか「えざしまち」なのか	えさしまち	読み方
松任町	「まつとうまち」なのか「まっとうまち」なのか	まつとうまち	読み方
三谷町	「さんだにまち」なのか「さんだん」なのか	さんだにまち	読み方
大島町	「おおしままち」なのか「おしままち」なのか	おおしままち	読み方

3. 今後の予定

(1) 一覧整理

町名表記・読み方の一覧を小松市史等を参考に市で整理

(2) 町内会へ確認依頼

各町内会へ町名表記・読み方の確認依頼

※疑義が生じた場合等、町界町名整理審議会で調査・審議

(3) 議案上程等

町内会への確認及び町界町名整理審議会を経て議案を上程 → 議決

リードこまつ 2026 の開催について

小松市文化協会加盟団体および市内で活動する伝統芸能団体の発表の場である「『小松文化の祭典』リードこまつ 2026」について、小松市と小松市文化協会との合同で開催する。

より多くの市民が伝統芸能・文化にふれる機会を提供するとともに、「いしかわ秋の芸術祭 文化絢爛」の参加事業として開催し、一層の文化活動の活性化を図る。

1. 日時：令和 8 年 11 月 28 日（土）、11 月 29 日（日）

舞台発表：大ホール 13 時～、小ホール 14 時～

展示発表：10 時～17 時

ワークショップ：10 時～17 時※団体により異なる。

2. 会場：團十郎芸術劇場うらら

3. 入場料：無料

4. 出演団体：全 35 団体

11 月 28 日（土）

〔大ホール〕こまつ歌舞伎未来塾 こまつ能楽教室、小松能楽会、小松市邦楽舞踊協会 成美会

舞踊サークル よしのの会、光粋流舞道 剣舞・歌謡舞（長浜市）、河澄流社中

民謡ふみしお会、創作日本舞踊孝藤流小松教室

〔小ホール〕ぬくもり大学合唱クラブ“ぬくもりーズ”、合唱団 La Vita

小松市吹奏楽協会“Into the Woods”、コマツ HAPPYMELODY

加賀三湖太鼓（小松市大太鼓連盟）

11 月 29 日（日）

〔大ホール〕こまつ歌舞伎未来塾 義太夫語りの会、ぬくもり大学歌謡舞踊

リフレッシュダンス・フリージア、小松郷土民謡会、中村梅華社中

石川県リズムダンス協会小松支部、民謡山本会、白楊モダンダンス研究会

〔小ホール〕女声コーラス「ひまわり」、石川吟詠会小松支部、若杉合唱の会“アザレアの会”

小松市ピアノ協会“ほっカルテット”、小松相撲甚句会、

アカペラアンサンブル“花よ薫る”、小松市ピアノ協会“ほっと MUSIC”

5. 作品展示

小松市書道協会、小松地区華道連合会、小松梅林吟社、小松俳文学協会

こまつ川柳社、小松木版画協会（会場：催事場、会議室他）

6. ワークショップ

志野流香道の会「聞香会」、小松俳文学協会、こまつ川柳社、小松木版画協会

（会場：催事場、会議室他）

リード
こまつ



小松文化の祭典

2026

総合部門

REED KOMATSU

リード こまつ

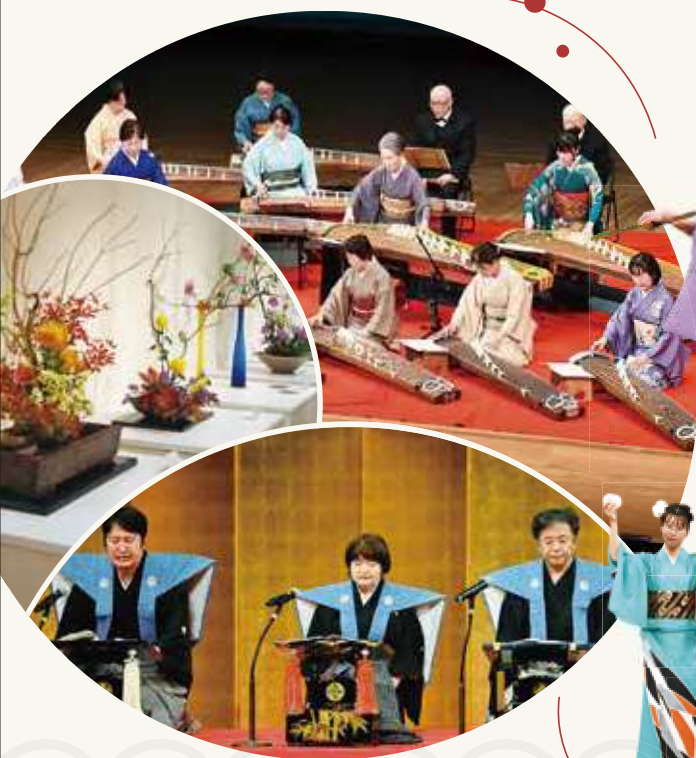
舞台発表・展示発表・
ワークショップの3本立て!

入場
無料
全席自由

いしかわ秋の芸術祭
文化絢爛

・華道
・俳句
・書道
etc.

・伝統芸能
・ダンス
・合唱
etc.



令和8年

11月28日(土) ▶ 29日(日)

会場 石川県小松市團十郎芸術劇場うらら (小松市土居原町710)

主催 いしかわ秋の芸術祭実行委員会／石川県／一般財団法人石川県芸術文化協会／小松市文化協会

共催 小松市 後援 北國新聞社

お問い合わせ／小松市文化協会事務局 (水曜を除く平日、13:00～17:00)

TEL.0761-22-4111 (内線:2612) E-mail.komatsubunka@yahoo.co.jp



最新情報は
こちらをご覧ください

令和8年度

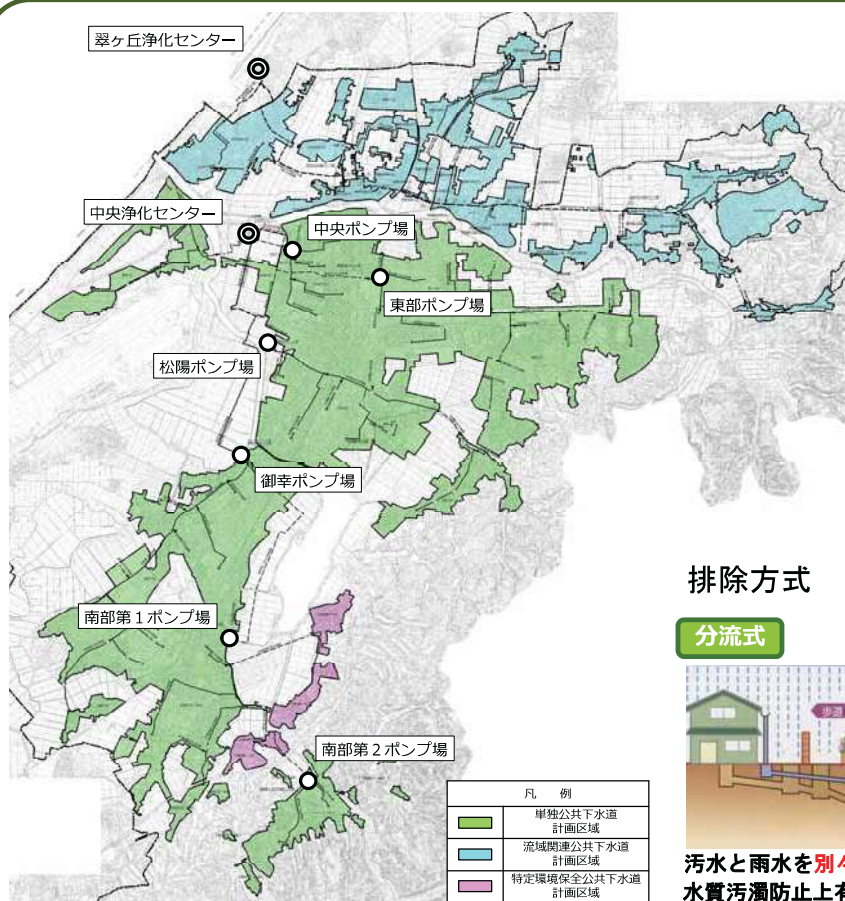
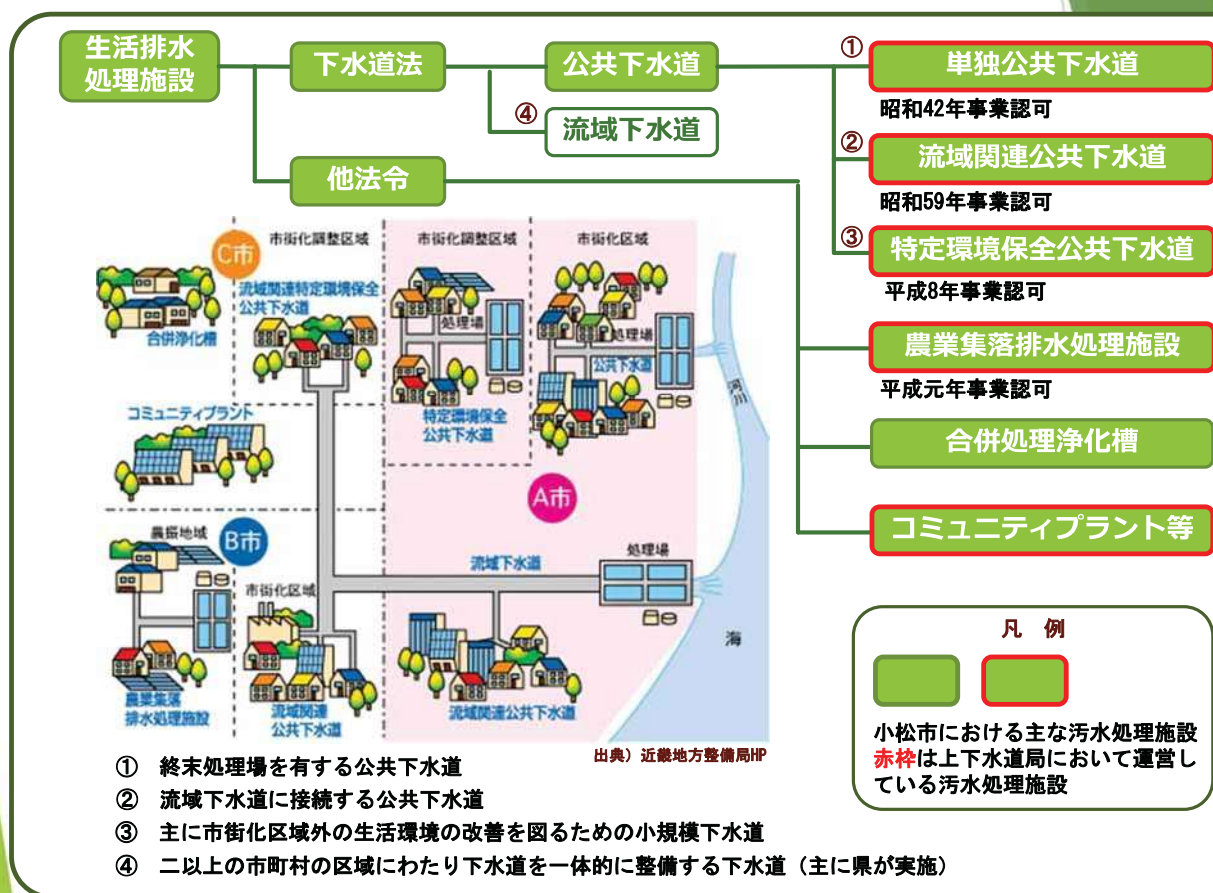
地域に適した 汚水処理の 見直しについて

小松市 上下水道局

目 次

1

1. 小松市の汚水処理施設について
 - 1-1 汚水処理施設の種類
 - 1-2 下水道とは
 - 1-3 合併処理浄化槽とは
 - 1-4 下水道の整備状況
2. 下水道整備の課題
 - 2-1 下水道管の耐震化
 - 2-2 下水道管の老朽化
 - 2-3 整備期間と費用
 - 2-4 人口の減少
 - 2-5 国の方針
3. 下水道計画区域の見直し案
4. 今後の予定について



下水道は家庭や事業所から排水される汚水を道路等に埋設された下水道管により排除し、下水処理場にて集合処理を行う污水处理施設です。

小松市では梯川より南側は鶴ヶ島町の中央浄化センター、北側は能美市山口町の翠ヶ丘浄化センター（石川県管理）で污水处理を行っています。

また、6つのポンプ場により中央浄化センターへ汚水を圧送しています。

排除方式

分流式



汚水と雨水を別々の管渠で排除
水質汚濁防止上有利

合流式



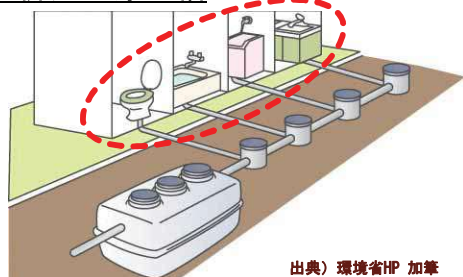
汚水と雨水を同一の管渠で排除
施工費が安価・施工が容易

1. 小松市の汚水処理施設について（1-3 合併処理浄化槽とは）

4

合併処理浄化槽は、家庭や事業所から出る生活排水（＝し尿と台所、お風呂、洗濯等の雑排水を合わせたもの）の全てを個別処理する汚水処理施設です。
単独処理浄化槽は、し尿処理のみに対応した浄化槽です。

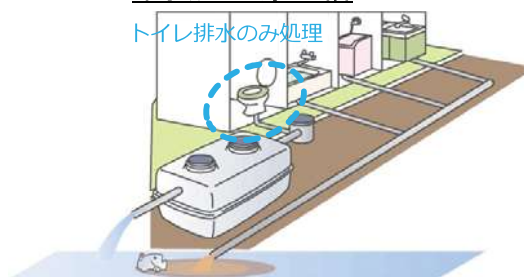
合併処理浄化槽 生活排水の全てを処理



出典）環境省HP 加筆

単独処理浄化槽

トイレ排水のみ処理



単独処理浄化槽は合併処理浄化槽の
8 倍の汚れ

平成 12 年度に浄化槽法が改正
平成 13 年 4 月 1 日以降に設置される浄化槽は
合併処理浄化槽にすることを義務付け



下水道整備区域外での新築建物は全て合併処理浄化槽で整備
※農業集落排水・コミュニティプラント整備区域は各汚水処理施設に接続

1. 小松市の汚水処理施設について（1-4 下水道の整備状況）

5

昭和 42 年 下水道工事に着手
昭和 54 年 中央浄化センターの運転開始

表- 1 下水道整備状況 ※令和 7 年度末時点

項 目	面積(ha)	人口(人)	備 考
全体計画区域	3,574	97,129	行政人口 104,387人
事業計画区域	3,086(86%)	89,158(92%)	
整備区域	2,393(67%)	79,454(82%)	総延長 約6 5 0km
未整備区域	1,181(33%)	17,675(18%)	

表-2 汚水処理人口普及状況 ※令和 7 年度末時点

区 分	行政人口(人)	処理人口(人)	普及率
公共下水道	104,387	79,454	76.1%
農業集落排水		6,002	5.7%
合併処理浄化槽		11,504	11.0%
合 計		96,960	92.9%

【参考】
全国平均 93.7%
石川県平均 95.4%
※令和 6 年度末

地震による下水道管被災の教訓

令和6年能登半島地震により下水道管が被災し、地域住民への影響や復旧工事の長期化など、今後の課題が明らかになりました。

- ・マンホールの浮上や舗装の陥没などにより交通への影響が広範囲におよび、迅速な応急対応（規制・仮復旧）による二次被害の防止
- ・下水道を使用しながら復旧工事を行うため、工事の長期化や汚水排水制限の実施など、地域住民の協力が必要

➡ 重要な幹線等（重要度が高い幹線）の耐震化を推進

○令和6年能登半島地震による小松市の下水道管被災状況

下水道管全延長 650km

被災延長 6km（1%）

復旧費用（見込み）18億円

【参考】他市の被災延長

珠洲市 72km（69%）

輪島市 44km（26%）

石川県 372km（6%）

※令和6年8月9日時点

○小松市の下水道管耐震化状況

重要な幹線等 154km

耐震化延長 131km（85%）

※耐震化指針が大型地震を踏まえた内容に改定された平成9年以前に布設した非耐震管が多い。

➡ 計画的な耐震化対策を進めるとともに
合併処理浄化槽を弾力的に活用し、リスク分散を図る



2. 下水道整備の課題（2-2 下水道管の老朽化）

下水道の老朽管が急増

20年後に耐用年数を超過する下水道管が急増します。

➡ 計画的な老朽化対策の推進が必要



令和6年 圧送管腐食陥没（林町地内）



令和8年 H P 管腐食陥没（長崎町地内）

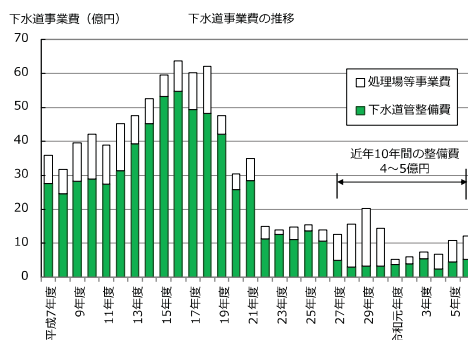
下水道未整備区域の解消に50年以上必要

現在、下水道事業は処理場等の施設更新を含めた耐震化・老朽化対策にシフトしており、下水道管の整備費として年間4～5億円程度しか配分できない状況が続いております。(右資料)

未整備区域の整備費用は現在の単価で約250億円程度であり、現在の整備費ベースで推定すると未整備区域の整備に50年以上を要します。

整備費用 約250億円

整備期間 約50年(令和58年頃)



下水道の完成までに合併処理浄化槽の普及率が上昇

下水道の整備に相当な期間が必要なため、下水道整備が完了するまでに合併処理浄化槽の普及率が今以上に大きく上昇することが予想されます。

下水道未整備地区の合併処理浄化槽普及率 約55%(令和7年度末)

下水道による整備効果が低下すると共に、将来における住民負担も拡大。

- ① 合併処理浄化槽を整備後、さらに下水道接続の義務が生じ、二重投資となります。
- ② 下水道接続率の低下により使用料収入だけでは運営・維持管理費を賄えず、結果として住民負担につながります。

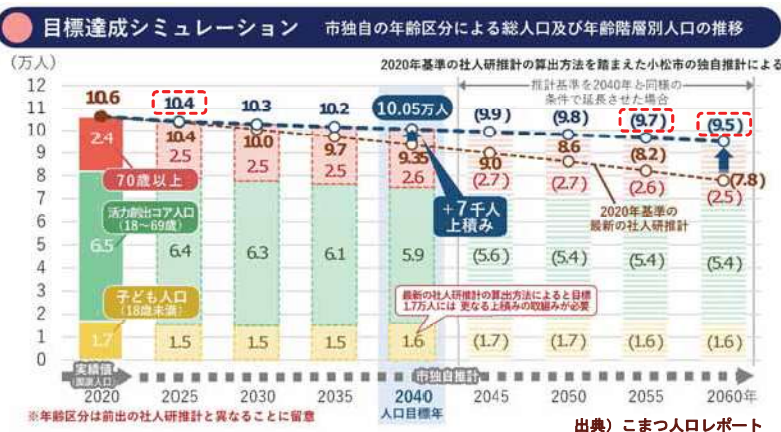
2. 下水道整備の課題 (2-4 人口の減少)

人口の減少

こまつ人口レポート(令和7年公表)では、人口は35年後に9千人減となります。

人口の減少に伴い、使用水量の減少が見込まれます。

2025年 (現在)	2055年 (30年後)	2060年 (35年後)
10.4万人	9.7万人	9.5万人
	7,000人減	9,000人減



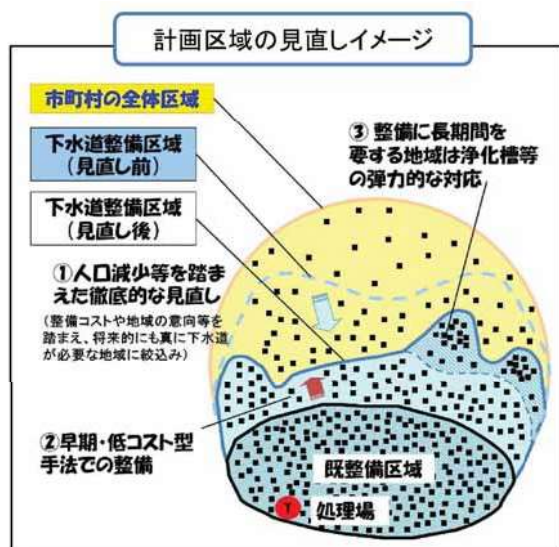
使用水量の減少に伴い、
使用料収入も減少。

令和8年度 下水道使用料の改定

今後も段階的な使用料の見直しが必要

【下水道法等の一部を改正する法律案が成立（令和8年7月15日）】

人口減少を踏まえた下水道区域の見直し（集合処理から個別処理への転換）に必要な規定が整備されました。



今回、5年に一度見直される石川県の「生活排水処理構想エリアマップ」の策定に合わせて、より効率的かつ効果的な下水道整備を進めるため、本市の污水处理計画を見直すこととしました。

※生活排水処理構想エリアマップ

污水处理施設整備の基本構想。
地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を選定するもの。
5年に一度見直しが行われます。

3. 下水道計画区域の見直し案

評価項目について

評価項目	集合処理	個別処理
①地形・地域特性	・人口密度の高い地域、住宅地が連続して形成されている市街地	・住宅地が散在する地域、飛び地集落 ・山間部や傾斜地など、地形的条件により下水道管の布設が難しい地域
②既存インフラの整備状況	・近隣地域に既存の下水道網が整備されている地域	・下水道網が未整備で、合併処理浄化槽が普及している地域
③環境への影響（整備のスピード）	・速やかで効率的な処理を通じて周辺環境の水質改善に寄与できる 【下水道整備の方が早い】	・速やかで効率的な処理を通じて周辺環境の水質改善に寄与できる 【合併処理浄化槽整備の方が早い】
④社会的・経済的な状況変化	・土地区画整理事業など宅地開発が計画されている地域	・土地区画整理事業など宅地開発が計画されていない地域
⑤整備・維持管理コスト	・建設費・維持管理のトータルコストの比較 【下水道整備が有利】	・建設費・維持管理のトータルコストの比較 【合併処理浄化槽整備が有利】

評価項目による判定

○評価対象地区（町で区分） 40町

※原則，未整備地区が広範囲に残っており，現在整備を行っていない町を対象とする。

○評価項目①～⑤による評価

1) 評価項目①～⑤を反映した形で経済比較を行う。

経済比較は評価対象地区を**集合処理**（下水道）または**個別処理**（合併処理浄化槽）で整備・維持管理するために必要な費用を算出し、各施設の耐用年数で割り戻した**年価**（1年当りの整備・維持管理費用）の比率をもって評価する。

$$\frac{\text{個別処理年価}}{\text{集合処理年価}} \geq 1 \quad \rightarrow \quad \text{下水道整備を継続}$$

$$\frac{\text{個別処理年価}}{\text{集合処理年価}} < 1 \quad \rightarrow \quad \text{合併処理浄化槽に見直し}$$

3. 下水道計画区域の見直し案

①～⑤の評価項目を踏まえた，**下水道から合併処理浄化槽へ**の見直し対象区域（案）

①地形・地域特性

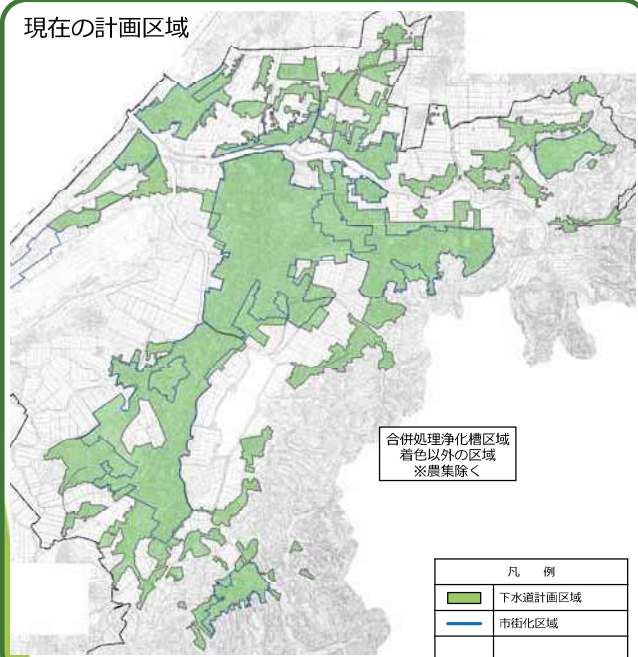
②既存インフラの整備状況

③環境への影響

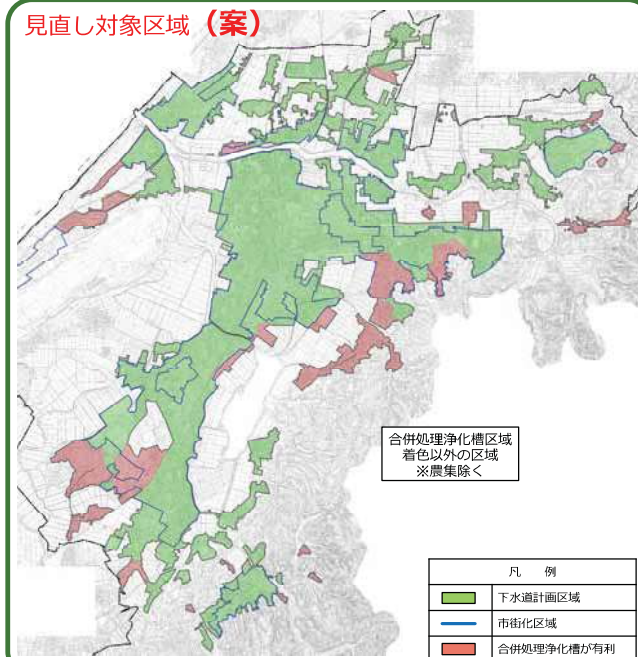
④社会的・経済的な状況変化

⑤整備・維持管理コスト

現在の計画区域



見直し対象区域（案）



◆令和8年度

10月～12月	地元住民・関係団体への合意形成
1月～3月	汚水処理 見直し案のとりまとめ

◆令和9年度

石川県「生活排水処理構想エリアマップ」の策定
各種計画の見直し

◆令和10年度～

見直しに基づく汚水処理施設の整備推進